

保護者の皆様へ

令和3年6月7日

うるま市立与那城小学校
校長 幸喜 徹
(公印省略)

臨時休校期間中における「児童の安全・安心の確保」について
～ 御家庭への6つのお願い ～

梅雨の候、保護者の皆様におかれましては、益々御健勝のこととお慶び申し上げます。
さて、ご承知の通り6月8日（火）から6月20日（日）までの期間は、臨時休校となります。
つきましては、御家庭におきましても、感染症予防をはじめ健康で安全に休校期間を過ごしていただくために、下記事項について御配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

1 新型コロナウイルス感染予防対策に取り組もう！



- (1) 沖縄県の緊急事態措置方針（裏面）を遵守した行動をとる。
- (2) マスクや手洗い、咳エチケットを励行する。
- (3) 毎日、欠かさず検温する。

2 規則正しい生活のために！



- (1) 「早寝・早起き・朝ご飯」を奨励する。
- (2) 臨時休校期間中の「日課表」を参考に、1日を計画的に過ごさせる。

3 ネットラフルにあわない、巻き込まれないために！



- (1) スマホやクロムブック、ネット利用時の家でのルールを作る。
- (2) SNS（LINE 等含む）へ画像等をアップロードさせない。

4 屋外で活動するときは！



- (1) 熱中症対策として、暑さを避け、こまめに水分を補給させる。
※必要に応じてマスクをはずし活動しましょう。（2m 間隔あける）
- (2) 落雷事故対策として、外出前には必ず天気予報を確認させる。

5 交通安全の未然防止のために！



- (1) 道路を横断する時は、必ず横断歩道を利用させる。
- (2) 自転車等に乗る時は、ヘルメット着用を奨励する等交通ルールを順守させる。

6 津波警報・注意報が発令されたときは！



- (1) すぐに高台へ避難させる。 ※本校は海拔3m
- (2) 絶対に海や川へ行かないように注意を促す。

《裏面もご覧ください》

【県民及び県内に滞在している皆様への要請】

法第24条第9項：協力要請

法第45条第1項：緊急事態措置としての要請

外出自粛要請＜外出及び接触機会を徹底的に削減しましょう＞

◆日中も含めた不要不急※の外出や移動を自粛すること。特に20時以降の外出を控えること
(法第45条第1項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。

◆必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動すること
買い物は代表1人で行くなど混雑を作らない取組もお願いします(法第45条第1項)

◆都道府県間の移動・往來は自粛すること(法第45条第1項等)

オンライン会議の活用等により出張は控える。やむを得ず往來する場合は、必ず事前(3日前程度)にPCR検査を受検し、現地での会食を避け、帰沖後速やかにPCR検査を受検し1週間は、家族以外の方との会食は控えること

◆離島との往來は、自粛すること(法第45条第1項)

※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤並びにワクチン接種等これに準じるものを除き、離島との往來を控えてください。

◆模合、ビーチパーティー等飲食につながるイベント等は自粛すること(法第24条第9項)

飲食関係による感染を多数確認しております。また、屋外のバーベキューでの感染事例も確認していますので、この期間は飲食につながるイベントの自粛をお願いします。

※県内滞在者は、法第24条第9項に基づき、県民と同様の協力を要請します。

要請内容

【県民及び県内に滞在している皆様への要請】

法第24条第9項：協力要請

法第45条第1項：緊急事態措置としての要請

飲食での要請

◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること(法第45条第1項)

なお、期間内は時間を問わず酒類提供しないよう要請しているので店舗へ酒類提供を求めず、酒類の店内持込も行わないこと

◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えること
(法第45条第1項)

◆会食は、同居家族等と、少人数かつ短時間で実施、感染対策が徹底されていない飲食店の利用を避けること(法第24条第9項)

(感染対策未実施例：店員がマスク未着用、手指消毒用の設備が無い、換気が悪い、席の間隔が狭い、アクリル板の設置が無い、入店時の検温・マスク着用の呼びかけが無い)

◆飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること(法第24条第9項)

検温、マスク着用、手指消毒、間隔をあけた配席等店舗が求める感染予防対策にご協力ください

沖縄県医療非常事態宣言(法第24条第9項)

●不要不急な救急受診は控えること

体調不良時は、日中のクリニック等かかりつけ医を受診、発熱時は県コールセンターを利用
＜沖縄県新型コロナウイルス感染症相談コールセンター：098-866-2129＞

●毎日検温等の健康観察をし、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出等を止めること

※県内滞在者は、法第24条第9項に基づき、県民と同様の協力を要請します。

要請内容